

平成 21 年 6 月 26 日現在

研究種目：若手研究 (B)  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19730029  
 研究課題名 (和文) ペルーを中心としたラテンアメリカ型大統領制をめぐる比較憲法史研究  
 研究課題名 (英文) A study of Comparative Constitutional Law on Latin American Presidential System with a special focusing on the Peruvian case  
 研究代表者  
 川畑 博昭 (KAWABATA HIROAKI)  
 愛知県立大学・文学部・准教授  
 研究者番号：50423843

## 研究成果の概要：

ペルーの憲法史における大統領制の特徴的傾向を把握し、そこではまず、他の国家権力（司法権）との関わりにおいて、大統領制が常に国家機関の中心的地位を占めてきた点が明らかになった。そしてそうした大統領中心型の統治形態を支える社会構造が、歴史的には「共和国＝公共性」としての実体をつくり出せなかったこと、さらには「共和国」を体現するはずの「共和国大統領」のありよう（大統領制）は、今日の「グローバリゼーション」との関わりから見れば、途上国一般がそうであるように、強い国際的経済社会的な文脈に規定されている点を明らかにした。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,400,000	0	1,400,000
2008 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,500,000	330,000	2,830,000

研究分野：憲法学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公法学、比較憲法史、大統領制、ラテンアメリカ、ペルー

## 1. 研究開始当初の背景

日本の比較憲法学の領域では従来、欧米諸国への関心が強く、研究の蓄積も膨大にのぼる。これに対して、ラテンアメリカ地域への関心は、今なおそれほど高いとはいえない。1960年～1980年代には、ラテンアメリカに言及するか、これを対象とする研究が、わずかながら見られる（例えば、黒田一『比較憲法史序説』（1964年）、影山日出彌「比較

憲法史序説——方法と課題——』『科学と思想』4号（1972年）および伊藤峰司「1917年メキシコ憲法序説（1）～（2）完——比較憲法史のために——」愛知大学国際問題研究所『紀要』71および73号（1982年6月および1983年6月）はメキシコ革命を比較憲法史的観点から扱った貴重な研究である。しかし、それらはいずれも欧米諸国の文献を介したいわば間接的な文献にもとづく研究であった。本格的なラテンアメリカ法研究は、

ラテンアメリカ地域の固有の言語（スペイン語・ポルトガル語）による文献を直接参照した中川和彦氏、奥山恭子氏、矢谷通朗氏等の研究を俟たなければならなかった（一例として、中川和彦『ラテンアメリカ法の基盤』（2000年）、奥山恭子「発展途上国の法秩序——ラテン・アメリカを中心に」黒木三郎編『現代法社会学』（1989年）、矢谷通朗「ラテンアメリカ」安田信之編『第三世界開発法学入門』（1992年）、二宮正人／矢谷通朗編『ブラジル法要説——法令・判例へのアプローチ』（1993年）、矢谷通朗／カズオ・ワタナベ／二宮正人編『ブラジル開発法の諸相』（1994年）など）。

もっとも以上の研究は、主として私法学者を中心に行われてきたのに対し、近年、公法・憲法学の領域から、ブラジルを対象とする研究成果が出ている（例えば、佐藤美由紀「ブラジル 1988 年憲法における大統領の立法的暫定措置の制度——とくにその再発布をめぐって——（1）・（2・完）」『法学協会雑誌』第 11 巻第 9 号および第 10 号（1994 年）、同「ブラジルにおける違憲審査制の展開（1）～（6・完）」『法学協会雑誌』第 118 巻第 9 号および第 11 号（2001 年）、第 119 巻第 4 号、第 6 号、ならびに第 7 号（2002 年）、第 120 巻第 7 号（2003 年）など）。

このように、漸次的かつ小規模ではあるが、ラテンアメリカも少しずつ日本の比較憲法学の一隅を占めるようになってきている。大統領制という一つの憲法上の制度からこの地域を比較法史的に扱う本研究は、このようなおも研究の蓄積が過小なかでの一翼を担うものとして位置づけられる。

## 2. 研究の目的

本研究が直接の素材を求めているペルーはもちろんのこと、日本におけるラテンアメリカ諸国あるいは途上国一般を対象とした比較憲法研究は、（近年、急激に研究成果が蓄積されているアジア法を例外として）依然として未踏の分野に属する。この点は、学界においても古くから認識されてきたところではあるが、この傾向は今後大きな変化を見せるかどうかは未知数である。

こうした客観的状況のなかで、ラテンアメリカと大統領制という 2 つの対象から迫る本研究には次のような目的がある。第 1 に、ペルーに焦点を当てつつ、ラテンアメリカにおける大統領制が、憲法史上はどのようなものとして位置づけられてきたのかを、史料によって跡づけることによって、ただ単に「独裁的」と特徴づけられる大統領制の一般的・通俗的に理解に修正を迫ろうとするものである。すなわち、ひとくちに大統領制といっても、その具体的にありようは、各時代の国内

外の状況によって大きく規定づけられ、強力な大統領制である場合や、逆に議院内閣制的な大統領制の形態を示す場合もあった点や、史実にもとづき明らかにするというものである。第 2 に、こうした大統領制の史的な展開を支える基盤であった社会構造についても、国内外の要因を考慮しつつ、その具体的ありようを描くことである。市民革命を経ることなく独立したペルーにおいては、独立後も社会階層が植民地時代の遺制として存在し続けたが、他方で、政治的には漸次普通選挙制度が実現されるに伴い、共和国大統領の性格も大きく変容してきた。

こうした本研究における 2 つの目的を明らかにするという点には、次のような意義が認められる。第 1 に、日本の比較憲法学における途上国研究の不足の補完という点に収斂されない意味である。ラテンアメリカ諸国は、文化的には広い意味での「西洋」の一部とされながらも、この地域で、近代西欧で生まれた「立憲主義」の生成が困難であった（度重なるクーデタや軍事政権の出現といった不安定な憲法秩序）という点において、ラテンアメリカの憲法をめぐる歴史・規範・実態を解明する。このことは、「非西欧」地域にあって、しかし独自の「立憲主義」の文化を生み出してきた日本にとっては、意味のある比較憲法学的な示唆を提供する。第 2 は、ラテンアメリカのなかでもペルーは、南アメリカにおける中心的土着文明の発祥の地であり、かつスペイン植民地支配の要衝でもあった歴史的事実から、「非西欧」と「西欧」が最も激しく衝突し融合した特異な位置ゆえに、歴史的・政治的・社会的・経済的にすぐれてラテンアメリカ的なものの存在を明らかにする。この意味で、本研究は、ラテンアメリカ的憲法の存在構造を総体的に理解することを目的としている。最後に、ラテンアメリカにおける憲法秩序の中枢を成してきたのは「共和国大統領」であることから、これを社会構造との関わりで位置づける。これはラテンアメリカの憲法学においても独立以来の統治機構論の最重要の問題として認識されている。したがって、大統領制を研究の主題とすることによって、議会中心主義的発想の強い日本の憲法学における統治機構論に対して、各国家の歴史・社会構造に呼応した統治機構論という問題を提起することが可能となる。

## 3. 研究の方法

まずは、憲法そのものに関わる一次文献の資料収集である。ペルー国立公文書館およびペルー国会公文書館に所蔵・保管されているペルー独立当初から 19 世紀および 20 世紀の諸憲法制定に関わる主要な歴史的な文書（憲法

制定議会設置宣言文書、憲法制定議会議事録全巻、憲法制定議会議員等による書簡、当時の新聞記事、その他関連法律条文および制定過程文書等)を、データベース化されているものも含め、可能な限り入手する。これによって、共和国大統領が歴史的はどのように位置づけられ、憲法上の制度としての大統領制がどのようなものとして描けるのかを目指す。併せて、大統領制をつくり出すその他の制度(違憲審査制や軍部との関係など)に関する文書の収集にも努める。[なお、いずれの場合にも、遺漏等があった場合には、現地の研究協力者によって、フォローを依頼する。]

以上の収集した文書を整理・分析・検討し、一応の仮説を立てた上で、現地の憲法学者との意見交換を通じて、よりいっそうの実証的研究になるように努める。

これらの作業を繰り返しながら、学会発表および論文として、成果をまとめる。

#### 4. 研究成果

資料が散逸・分散している現地の状況から、とりわけ歴史的資料の入手は困難を極めた。予定していたあらゆる資料の存在が確認されているわけではないが、3度にわたる現地での資料収集において、さしあたり入手可能な、かつ本研究において必要な資料は入手することができた。また現地の憲法学者との意見交換は、予想以上の頻度で行なうことができ、成果発表に大きく資するものとなった点は付言しておきたい。

まず2007年度には、フジモリ政権下での司法制度と、制度としてのペルーの刑事手続を素材としながら、ペルーにおける大統領制の他国家権力との関係を明らかにする論文を発表した[次項①]。この論文においては、ペルーにおける大統領制が、ペルーの憲法史上、いかに国家権力の中核に位置づけられてきたかが明確にされたと同時に、そこでは、これらの国家制度とそれを支える社会構造との関係が明らかにされなければならない必要性が浮き彫りになった。

2009年度の2つの論文はこれらの成果を受けたものとなっている[次項②および③]。②の論文においては、ペルーの大統領制の下での社会構造(大統領制の大統領は、「共和国」大統領である)について「共和国＝公共性」という分析枠組をもちいて、かつ国内の統治形態(ペルーの大統領制)の問題は、とりわけ国際関係においては「弱い立場」に置かれる途上国において、国内的な問題としてのみの説明は不可能であるという視点から、ペルーの「公共社会＝共和国」が歴史的にはその実体を備えてこなかったことを明らかにした。以上が社会構造に関わる部分の成果

であるのに対して、③の論文は、力点をより国際経済社会関係の文脈に位置づけられた統治形態としての大統領制へシフトさせ、②で明らかになる社会構造と途上国という国家間格差からすれば、大統領制そのものが、ペルーを規定する国際的かつ国内的な要因によって形成されてきたことを指摘した。すなわち、①によって照らし出された②と③の課題によって、今日に至るペルーの大統領制の実像が明らかにされた。

もっとも、以上の成果では明らかにされなかった本研究の課題もある。それは、ペルー憲法史における共和国大統領の位置づけをめぐる点である。ペルーの憲法史は、たんに大統領権力の強化に努めてきたわけではなく、事態はむしろ逆であり、19世紀半ばから20世紀初頭にかけては、憲法上、いかに大統領制を制限するか、という観点からの議院内閣制的な抑制装置が用意されており、20世紀初頭の1933年憲法によって、それは明らかに議院内閣制的な統治形態へと移行するほどの憲法規定が設けられた(その後の事実はそのようには展開していないが)。こうした点は、とりわけ19世紀の憲法関連資料の不備ゆえに、きちんと成果を出すことができていない。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①川畑博昭「ペルーの刑事手続とフジモリ政権下での『司法改革』——ペルーにおける『憲法構造』の規範／実態的把握のための予備的考察——」『愛知県立大学文学部論集日本文化学科編』10、2008年、107～132頁、無

②川畑博昭「ラテンアメリカにおける『グローバルバリエーション』と『共和国＝公共性』の創出」全国憲法研究会編『憲法問題』20号、三省堂、2009年、48～58頁、無

③川畑博昭「『グローバルバリエーション』下のラテンアメリカにおける『共和国＝公共性』をめぐる歴史的課題とその構築可能性」名古屋大学『法政論集』230号(浦部法穂先生退職記念論文集)、2009年(構成中)、無

[学会発表] (計2件)

①川畑博昭「『グローバルバリエーション』と『南』からの憲法理論——ラテンアメリカから見る『主権』の歴史性——」中部憲法判例研究会、2008年3月15日、南山大学

②川畑博昭「ラテンアメリカにおける『グローバルリゼーション』と『共和国＝公共性』の創出」全国憲法研究会春季研究集会グローバルリゼーション・『格差社会』・憲法理論——比較の中の現状分析——南米」2008年5月10日、関西学院大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川畑 博昭 (KAWABATA HIROAKI)

愛知県立大学・文学部・准教授

研究者番号：50423843